

議員提出議案第2号

特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおりみよし市議会会議規則（平成21年議会規則第2号）第13条第1項の規定により提出する。

令和6年5月17日提出

提出者 福安金之助

賛成者 小嶋立夫

賛成者 藤川仁司

賛成者 水谷正邦

賛成者 阿部憲明

賛成者 渡邊郁夫

賛成者 原口百合子

賛成者 水野隆市

賛成者 牧田充生

賛成者 御国しおん

説明

この案を提出するのは、みよし市議会基本条例に基づき、議会の改革及び活性化に向けた取り組みの調査研究を行うため、議会改革推進特別委員会を設置する必要があるからである。

## 特別委員会の設置について

下記のとおり地方自治法第109条第1項及びみよし市議会委員会条例（平成21年条例第45号）第5条の規定により特別委員会を設置する。

- 1 名 称 議会改革推進特別委員会
- 2 定 数 6人
- 3 目 的 みよし市議会基本条例に基づき、議会の改革及び活性化に向けた取り組みの調査研究を行うことを目的とする。
- 4 調査期間 本特別委員会は、議会の閉会中も継続調査することとし、調査期間は議決の日から調査終了までとする。

## 付 記

この件は、議決の日から適用する。

## 特別委員会の設置について

委員会名 項 目	議会改革推進特別委員会
設 置 の 目 的	みよし市議会基本条例に基づき、議会の改革及び活性化に向けた取り組みの調査研究を行うことを目的とする。
設 置 の 趣 旨 (提案説明の理由)	<p>議会の最高規範であるみよし市議会基本条例の前文に、「議会の公平性と透明性を保持しつつ、自ら議会の改革に取り組み、一層の活性化に努め、より信頼される議会を目指します。」と謳われている。</p> <p>この理念に基づき、議会機能の強化や議会運営の効率化、活性化に向け、継続的に議会改革を推進しなければならない。</p> <p>時代に即した議会の在り方を考え、議会改革の推進に向けた調査研究を進めるため、特別委員会の設置を提案する。</p>
議 決 日	令和6年5月17日
委 員 数	6人
摘 要	本特別委員会の調査については、閉会中も継続調査することとし、調査期間については調査終了までとする。